

# 一定規模以上の土地の形質変更を行う場合には、届出が必要

3,000㎡以上の土地の形質の変更をしようとする者（工事の発注者や開発業者など）は、**着手日の30日前**までに土壤汚染対策法に基づく届出書を提出する必要があります。（法第4条第1項）

## 土地の形質変更

### 土地の形状を変更する行為全般

（掘削と盛土の両方を含む）

土地の形質変更の目的は問わないため、例えば建物の建設・解体や地下構造物の撤去、道路・配管工事、文化財調査なども対象となります。

## 形質変更の面積

形質変更が行われる土地の敷地面積ではなく、実際に形質変更が行われる土地の合計面積です。

（トンネルの場合は開口部を平面図に投影した面積）  
複数の工区や工期に分かれる工事であっても、同一事業として実施されるものは一つの工事計画とみなします。

## 届出の例外

次のⅠまたはⅡに該当する場合は、土地の形質変更面積が3,000㎡以上であっても、届出の必要はありません。

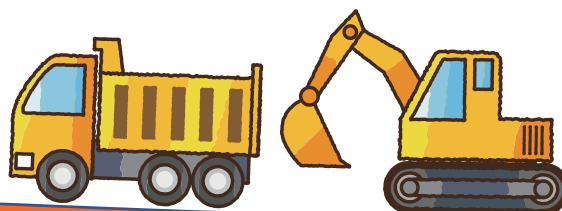
Ⅰ	<b>3項目すべてにあてはまるもの</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土壌を形質変更の工事区域外へ搬出しないこと</li> <li>2. 形質変更の最大の深さが50cm未満であること</li> <li>3. 工事に伴う土壌の飛散、流出がないこと（防止措置を行うこと）</li> </ol>
Ⅱ	<b>6項目いずれかにあてはまるもの</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業を営むために通常行われる行為で、土壌を区域外へ搬出しないもの</li> <li>2. 林業用の作業路網の整備で、土壌を区域外へ搬出しないもの</li> <li>3. 鉱山関係の土地の形質変更</li> <li>4. 非常災害時等の応急措置として行う行為</li> <li>5. <b>盛土のみの形質変更</b></li> <li>6. 鹿児島市が調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない、または全ての特定有害物質の基準に適合すると市長が指定した土地で行われる形質変更</li> </ol>

## ポイント



1. 掘削と盛土（仮置きも含む）の合計面積が3,000㎡以上の場合、一部でも掘削の深さ50cm以上の部分があれば届出の対象となります（上記Ⅱを除く）。
2. 「土地の形質変更の深さ」について、深さの基準は土壌表面ではなく地盤面です。現在の地表面がアスファルト舗装されている場合には、アスファルト表面からの深さとなります。
3. **土壤汚染のおそれがあると認められるときは**、土地の所有者等に土壤汚染状況調査の実施命令が発出されます（盛土部分は除く）。

届出の手続きについては裏面（右側）のとおりです。



有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場

有害物質使用特定施設の使用を廃止し、調査義務が一時的に免除されている土地

# 一定規模以上の土地の形質変更を行う場合には、届出が必要

上記土地の900m<sup>2</sup>以上の形質の変更をしようとする場合は、

土壤汚染対策法に基づく届出書を提出する必要があります。（法第3条第7項、法第4条第1項）

※ 有害物質使用特定施設とは、水質汚濁防止法に規定する特定施設において、目的を持って意図的に特定有害物質（26物質）を製造、使用または処理する施設のことです。

## 土地の形質変更の手続き **（事前にご相談ください）**

	法第3条第7項の届出	法第4条第1項の届出 （規則第22条 後段）	法第4条第1項の届出 （規則第22条 前段）
土地の種類	有害物質使用特定施設の使用を廃止し、ただし書の確認（調査義務の一時免除）を受けた土地	有害物質使用特定施設を ・現に設置している ・廃止して土壤調査結果の報告前 ・廃止してただし書きの確認前 の土地など	左記以外の土地
面積要件	900m <sup>2</sup> 以上		3,000m <sup>2</sup> 以上
届出者	ただし書の確認を受けた土地の所有者、管理者、占有者	工事の発注者や開発業者など	
届出の例外	表面のⅠまたはⅡ-3, 4, 5に該当	表面のⅠまたはⅡに該当	
提出期限	あらかじめ （変更予定日より充分前に届出）	工事の着手日の30日前まで	
提出書類	・一定規模以上の形質の変更の届出書（様式第6） ・形質変更予定地の所在地を示す地図等 ・形質変更の場所を示した図面 （盛土と掘削の範囲が区別して表示され、筆の境界と地番が記載されたもの） ・掘削の深さが分るもの（工事の断面図） ・公図の写し ・土地の登記事項証明書（登記簿謄本または全部事項証明書）の写しなど所有者を明らかにする書類  ・土地の利用履歴書 ・工事の工程表 ・自主的に土壤汚染状況調査を実施している場合はその結果		
提出部数	1部（控えが必要な場合は、正副本2部）		
提出先	鹿児島市環境保全課（鹿児島市内の土地が対象）		
土壤汚染状況調査	調査命令が発出され、形質変更範囲の調査・結果の報告が必要	<u>汚染のおそれがある土地の基準に該当する場合は</u> 、調査命令が発出され、調査・結果の報告が必要	